

秦野市社会福祉協議会 令和5年度補助金交付概要



地域に根ざした公益的な活動を行う団体等の自立した運営に向けた支援を行うため、その活動に必要な経費の一部を助成します。

補助対象団体

市内に活動拠点を置き、本会に登録している、構成員が5名以上の福祉推進団体、福祉当事者団体、福祉ボランティア団体

福祉推進団体

社会的支援を必要とする者の地域生活支援等を目的とした全市的な活動体制を持つ団体

福祉当事者団体

社会的支援を必要とする者及びその家族で構成され、関係者の社会参加促進と福祉の充実を目的とする団体

福祉ボランティア団体

社会的支援を必要とする高齢者、障害者、子ども等への支援に取り組む団体

用語
check!

補助金種別

1. 活動費補助金 申請:4月1日~5月31日 交付:7月下旬予定
(旧 福祉団体育成費補助金・ボランティア団体等活動助成・地区コーディネーター活動助成)

(1) 対象経費

団体活動及び福祉活動に係る経費

(2) 対象団体及び交付額

ア 福祉推進団体

150,000円を上限に団体の活動に係る経費のうち必要な額を算定

イ 福祉当事者団体

団体活動に参加した年間延人数を基準に算定 (前年度実績)

・ 50【人/年】以上の場合 50,000円

・ 30【人/年】以上の場合 30,000円

ウ 福祉ボランティア団体

福祉活動に参加した年間延人数を基準に算定 (前年度実績)

・ 180【人/年】以上の場合 30,000円

・ 120【人/年】以上の場合 20,000円

・ 60【人/年】以上の場合 10,000円

※主として行う福祉活動において負担金を徴収する場合は、上記金額の1/2の額

※福祉活動の対象者の人数は含めない。

団体活動

社会的支援を必要とする者への支援、社会参加推進等を目的として団体が行う全ての活動。

※団体の会員間で行う趣味・娯楽・親睦活動等は含めない。

福祉活動

団体の会員等が行う、次の社会的支援を必要とする者を対象とした支援等の活動。

※会議や会員等を対象とした研修会等は含めない。

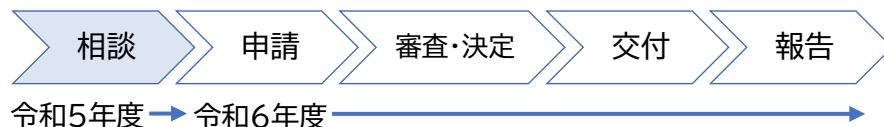
※対象活動・・・高齢者、障害児・者、児童、生活困窮者を対象とした活動

用語
check!

※上記対象団体 (福祉推進団体、福祉当事者団体、福祉ボランティア団体) のうち、
収益事業の実質的な収入額が、算定される補助金額の10倍を超える団体を除きます。

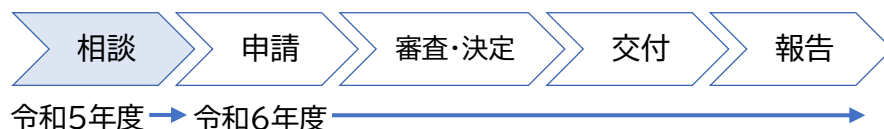
2. 基盤整備補助金 相談受付:令和5年度 申請及び交付:令和6年度

- (1) 対象経費
団体活動に必要な備品の購入及びその他団体の基盤整備に係る経費
※事務的な備品は除く
- (2) 対象団体
福祉推進団体、福祉当事者団体、福祉ボランティア団体
- (3) 交付額
1回100,000円を上限に対象経費の10分の10の額
※1度申請した後、その年度を含む5か年間は申請できません。
- (4) 申請等の手続き
交付を希望する前年度に本会へ御相談ください。



3. 事業費補助金 相談受付:令和6年度 申請及び交付:令和6年度

- (1) 対象経費
地域福祉の推進に効果の期待できる事業に係る経費
※原則として、定例的な活動を除く
※会員等に対する人件費、謝礼等は除く
- (2) 対象団体
福祉推進団体、福祉当事者団体、福祉ボランティア団体
- (3) 交付額
3年間で100,000円を上限に対象経費の4分の3の額
- (4) 申請等の手続き
交付を希望する前年度に本会へ御相談ください。



4. 福祉活動奨励金

- (1) 概要
活動費補助金を交付していない団体で、かつ地域福祉推進に寄与すると認める団体へ交付
- (2) 対象団体
福祉推進団体、福祉当事者団体、福祉ボランティア団体のうち、収益事業の実質的な収入額が、算定される補助金額の10倍を超える団体
- (3) 交付額
30,000円を上限に交付

問い合わせ

秦野市社会福祉協議会 地域福祉推進班 電話 0463-84-7711